

## 稚内市医療職員修学資金貸付制度について

稚内市では、将来、市立稚内病院に勤務する医療職員になるため進学及び在学中の者を選考の上、修学資金の貸付をしています。

### 1. 修学資金の種類

(1) 薬剤師修学資金	月額	100,000円
(2) 診療放射線技師修学資金	月額	60,000円
(3) 臨床検査技師修学資金	月額	60,000円
(4) 臨床工学技士修学資金	月額	60,000円
(5) 理学療法士修学資金	月額	60,000円
(6) 作業療法士修学資金	月額	60,000円
(7) 保健師修学資金	月額	120,000円
(8) 助産師修学資金	月額	150,000円
(9) 看護師修学資金	月額	100,000円

### 2. 修学資金の貸付期間 6年以内

### 3. 修学資金の申請等

修学資金の貸付けを受けるには、申請書に所定の事項を記入し、市立稚内病院庶務課庶務グループに提出して下さい。

- (1) 合格通知書（写し）又は在学証明書  
（※進学の場合は合格通知書（写）、在学中の場合は在学証明書）
- (2) 履歴書〔写真(たて4cm×よこ3cm)添付〕
- (3) 戸籍謄本又は住民票の謄本
- (4) 学業成績表
- (5) 健康診断書（申請の日の2月前までに作成したもの）
- (6) 誓約書
- (7) 連帯保証人の印鑑登録証明書

### 4. 連帯保証人

修学資金の貸付けを受けるには、次に該当する連帯保証人2人を定める必要があります。

- (1) 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- (2) 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

## 5. 貸付けの承認の取消し等

借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、貸付けの承認を取り消すものとしてします。

- (1) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 傷病その他の理由により修学を継続することが困難であると認められるとき。
- (4) 不品行等により将来、市の医療職員として適当でないと認められるとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

## 6. 貸付の停止

借受者が休学し、又は停学処分を受けたときは、休学し、又は停学処分を受けた日の属する月の翌月分から、復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付けされたものとみなす。

## 7. 修学資金の免除等

貸付対象者が卒業後、当該免許を取得し、1年以内に本市の医療職員となり、かつ、引き続き在職した場合において、修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間（その期間が2年に達しないときは、2年）に達したときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

ただし、医療業務従事期間中に休職又は停職の期間があるときは、当該期間は同項の医療業務従事期間から除算するものとする。

なお、当該期間を満了しない場合は、全額返還となります。

## 8. 修学資金の返還

借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する理由の生じた日の属する月の翌月から起算して、修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に、月賦の均等払の方法によって、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。ただし、繰上償還することを妨げない。

- (1) 貸付けの承認を取り消されたとき。
- (2) 当該免許取得後、1年以内に市の医療職員として医療業務に従事しなかったとき。
- (3) 市の医療職員として医療業務に従事した場合であって、修学資金の貸付

けを受けた期間に相当する期間に達しないうちに市の医療職員でなくなっ  
たとき。

#### 9. 違約金

借受者が、貸付条件に反し、前項8に該当するときは、貸し付けた額につき年  
10パーセントの割合で計算した違約金を請求します。

#### 10. その他届出事項

借受者又は連帯保証人は、修学資金の返還を終了するまでの間又は返還を免除  
されるときまでの間に、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨  
を届け出なければならない。

- (1) 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき。
- (2) 連帯保証人が死亡、失そう又は破産その他の事情によりその資格を失い、  
新たな連帯保証人を定めたとき。
- (3) 借受者が修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
- (4) 借受者が休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。
- (5) 借受者が大学等又は大学院を変更し、退学し、卒業し、又は修了したと  
き。

#### 11. 問い合わせ等

不明な点がありましたら市立稚内病院庶務課庶務グループ（0162-23-2771  
内線 147）へお問合せ下さい。